

10-認シス第 0839 号

2010 年 6 月 25 日

財団法人 日本適合性認定協会
認定センター

「GHG 妥当性確認機関及び検証機関に対する認定基準類」の発行について

本協会は、下記のとおり、GHG 妥当性確認機関及び検証機関に対する認定基準類（5 文書）を発行いたします。

ドラフト段階での検討に当たりましては、2010 年 4 月 16 日から 2010 年 5 月 21 日の期間にご意見の募集を行い、関係各位から貴重な御意見を賜りました。コメントをお寄せいただいた皆様に厚く御礼申し上げます。

コメントの概要とコメントに対する本協会技術委員会の処置については、添付資料をご参照ください。

記

1. 公表文書

- JAB GR100-2010 「GHG 妥当性確認機関・検証機関に対する認定基準」
- JAB GR101-2010 「GHG 妥当性確認機関・検証機関に対する認定の補足基準－温室効果ガスに関する主張の妥当性確認及び検証のための仕様及び手引－」
- JAB GR102-2010 「GHG 妥当性確認機関・検証機関に対する認定の補足基準－温室効果ガスの妥当性確認チーム及び検証チームの力量に関する要求事項－」
- JAB GR200-2010 「GHG 妥当性確認機関・検証機関の認定の手順」
- JAB GR300-2010 「「GHG 妥当性確認機関・検証機関に対する認定基準」の指針」

2. コメント及び処置に関する文書

- JAB GR200-2010 「GHG 妥当性確認機関・検証機関の認定の手順」へのパブリックコメント及び処置
- JAB GR300-2010 「「GHG 妥当性確認機関・検証機関に対する認定基準」の指針」へのパブリックコメント及び処置

パブリックコメント募集の際の原案と最終版の相違点は以下の通りです。

JAB GR200-2010 パブリックコメント版からの変更内容（括弧内は GR200 中の対象項番）

- a) 「認証」「組織審査立会」を「妥当性確認・検証」「実地審査立会」に変更
- b) 5.2 認定申請書類の提供 既認定機関には、申請資料及び付帯説明書は面談なくともメールで提供する場合を明示
- c) 5.4.1 認定申請書受領の公表 既認定機関の公表及びコメント受付を行わない場合について
- c) 実地審査立会関係の規定の重複を排除（7.4.3、7.4.5 削除）
- d) 11.12.1（サーベイランス）、12.13.1（更新）において 10.2.3 及び 10.4 の引用を削除
- e) 付表 2-1 「GHG 検証機関」を「GHG 妥当性確認・検証機関」に変更
- f) 付表 2-2 サブカテゴリーから「CSR レビュー検証」を削除
- g) 付表 2-2 備考
 - ISO14064-1 の認定対象として「CSR 報告書レビュー評価」を含めることを明示
 - 「セメント」、「その他の製造業」、「廃棄物」、「一般・サービス業」について、関連する産業分類を明示。

JAB GR300-2010 パブリックコメント版からの変更内容（括弧内は GR300-2010 中の対象項番）

- a) A.1.1 「規制 GHG プログラム」を「規制された GHG プログラム」に修正
- b) A.3.1.5 「参照」を「削除」

3. 発行日及び適用日

2010 年 7 月 1 日

■本件に関する問合せ先■

財団法人 日本適合性認定協会
認定センター

Tel.03-3442-1214 Fax.03-5475-2780

以上